

Contents (目次)

- ・「区割り」について2回目の意見募集……………(別1)～(別3)
- ・地域審議会委員の公募 ほか……………(別4)

政令指定都市の「区割り」について 2回目の意見募集を行います

新・新潟市が政令指定都市となる時に設置する行政区の区割りについて、住民の皆さんの意見を再度募集します。

1回目の意見募集に当たっては、A～C案まで3つの「区割りパターン」を参考資料としてお知らせしました。今回の募集では、1回目の募集で寄せられた意見などを基に、A～C案を修正したものに新たに作成したものを加えた5つの区割りパターンを、次ページ以降に掲載しています。これは1回目と同様に、区割りについての意見をお聞きするに当たっての参考資料であり、いずれかのパターンを選択してもらうものではありません。

なお、寄せられた意見は公表するとともに、合併後に設置される行政区画審議会(仮称)に提出します。



募集内容

- ①居住する市町村(新潟市は地区まで)と年齢
- ②区割りについて考える際に、重視すること(区の数や人口規模、河川などの地形・地物、歴史的なつながり、生活圏の一体性など)
- ③区割りや区の数についての意見

応募方法・受付期間

■応募方法

所定の用紙に記入して、次の方法で応募してください。

●投かん箱へ提出

次の施設に説明資料と記入用紙、投かん箱があります。

新津市役所(市民窓口課、企画調整課)、地域学園(生涯学習課)、図書館、美術館、本町二番館、荻川地区公民館、小合地区コミュニティセンター

●郵送 ☎956-8601(住所記載不要) 新津市企画調整課 合併推進室 あて

●ファクス ☎22-0228 新津市企画調整課 合併推進室 あて

●電子メール gappei@city.niitsu.niigata.jp

記入用紙は、新津市ホームページ(<http://www.city.niitsu.niigata.jp/>)からダウンロードしてください。

■受付期間 2月25日(金)まで(郵送は25日消印有効)